

●香川県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年6月26日から同年7月17日まで一般の縦覧に供する。

平成19年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 小菘前田東線（42号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字朝倉字中吉谷 1224番1地先から 木田郡三木町大字朝倉字中吉谷 2208番1地先まで	前	3.9~9.0	124	迂回路の廃止による区域の変更
		6.3~13.8	119	
	後	3.9~9.0	124	